

葬祭組合告示第17号

令和3年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月28日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 令和3年10月28日(木) 午後3時00分
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

令和3年10月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

令和3年10月28日（木曜日）午後3時00分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	五十嵐 智 美	佐倉市議会選出
2番	萩 原 陽 子	佐倉市議会選出
3番	藤 崎 良 次（議 長）	佐倉市議会選出
4番	田 中 徳 彦	四街道市議会選出
5番	関 根 登志夫	四街道市議会選出
6番	石 山 健 作	四街道市議会選出
7番	佐 藤 修 二	酒々井町議会選出
8番	地 福 美枝子（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	小 坂 泰 久	酒々井町長
副 管 理 者	西 田 三十五	佐倉市長
副 管 理 者	佐 渡 齊	四街道市長

○議案説明のための出席者職氏名

事 務 局 長	中 村 忍
事 務 局 次 長	小 川 淳 一
事 務 局 副 主 幹	織 田 勝 広
総 務 班 長	能 崎 保

会 計 管 理 者	小谷野 敏 也	酒々井町会計管理者
-----------	---------	-----------

○議会事務局出席職員

事務局主査補	馬 場 樹 里
--------	---------

○連絡員

施設管理班 相 京 夕起夫
副 主 幹

○会期

令和3年10月28日（木曜日） 1日

○議事日程

令和3年10月28日（木曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決
- 日程第5 発議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第2号 管理者等の佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について
- 議案第3号 令和3年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）
- 発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則の一部を改正する規則

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

◎開会の宣告

午後3時00分 開会

- 議長（藤崎良次） ただいまの出席議員は8名で、議員定数の過半数に達しております。よって、令和3年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。
これより定例会を開会いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（藤崎良次） 日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、管理者より地方自治法施行令第146条第2項の規定により令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤崎良次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号6番、石山健作議員及び議席番号7番、佐藤修二議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（藤崎良次） 次に、日程第3、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により、本日1日といたします。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤崎良次） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決しました。
-

◎議案の上程

- 議長（藤崎良次） 日程第4、議案を上程いたします。本日は議案3件でございます。

なお、上程されている議案については、一括して管理者に提案理由の説明を求めます。

また、本定例会及び後ほどの全員協議会における説明、答弁等は、着座にてお願いをいたします。
小坂管理者。

- 管理者（小坂泰久） 着座にて提案理由を説明させていただきます。よろしく願いいたします。

管理者の小坂泰久でございます。本日ここに、令和3年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして本会議が成立しましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案3件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。以下、決算の概要について申し上げます。

令和2年度歳入決算額は、2億9,351万3,199円で、対前年度比9.4%の減となっております。歳入の主なものといたしましては、構成団体からの負担金が主な財源となっております。そのほかに施設使用料、前年度繰越金などがございます。

歳出決算額は、2億7,132万7,080円で対前年度比13.4%の減となっております。歳出の主なものといたしましては、施設の管理運営費、人件費などによるものでございます。

歳入歳出の差引残高は、2,218万6,119円でございます

議案第2号は管理者等の佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。管理者等の葬祭組合に対する損害賠償責任について、その一部免責に関し、必要な事項を定めるため、条例を新規制定するものでございます。

議案第3号は、令和3年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。債務負担行為の補正のみとなりますが、主要な業務委託につきまして、令和4年度から令和6年度までの3か年で、債務負担を追加で設定するものでございます。

以上、概要につきまして申し上げましたが、細部につきましては事務局より説明させていただきます。

何とぞご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（藤崎良次） 続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中村 忍） 事務局長の中村忍でございます。議案につきまして、補足説明をさせていただきます。一部管理者と重複する説明がございしますが、お許しをいただきたいと思います。

初めに、議案第1号は、令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法の規定によりまして、令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。議案に監査委員の審査意見書を添付してございます。青のインデックスで意見書というものでございます。

それでは、決算の内容について、主なものをご説明させていただきます。決算書の5ページ、6ページの歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。青のインデックスで決算書というものでございます。5ページ、6ページでございます。まず歳入でございます。1款分担金及び負担金でございますが、佐倉市、四街道市、酒々井町からの組合に対する管理運営負担金として2億1,385万2,000円が収入済みでございます。内訳といたしまして備考欄を御覧ください。佐倉市が1億1,752万5,000円で、割合といたしまして54.96%、四街道市が7,450万5,000円で、割合が34.84%、酒々井町が2,182万2,000円で、割合が10.20%となっております。

次に、2款使用料、手数料でございます。火葬場等の使用料及び証明の手数料といたしまして7,174万4,567円が収入済みとなっております。各使用区分におきます件数等につきましては、また青のインデックスで説明書でございますが、そちらの主要施策の成果の説明書、14ページ以降に令和2年度さくら斎場使用状況というのがございます。そちらのほうを御覧いただければと思います。

戻りまして、4款繰入金は財源調整のため財政調整基金から235万2,000円を繰入れいたしました。

5 款繰越金については、前年度繰越金として520万円を受け入れたものでございます。歳入の合計といたしまして、1 款から6 款まで2 億9,351万3,199円でございます。

続きまして、9 ページからを御覧ください。歳出についてでございます。1 款議会費につきましては、44万5,104円が支出済みでございます。

2 款総務費につきましては、会計年度任用職員、監査委員の報酬、職員の給料、共済費、業務委託料などで、1 億2,373万1,422円が支出済みでございます。

次に、11ページの中段からですが、3 款事業費につきましては修繕料、施設に関する各種業務委託費、工事請負費、備品購入費などで、1 億4,713万6,353円が支出済みでございます。主なものといたしましては、12節委託料9,151万3,345円は、E S C Oサービス委託、火葬棟管理業務委託、施設維持管理業務委託など、施設の維持管理及び斎場運営に伴います各種業務委託を行ったものでございます。

14ページを御覧ください。14節工事請負費につきましては1,886万600円で、告别室天井塗装工事、火葬設備の改修工事のほか、各種改修工事を実施したものでございます。

17節備品購入費606万2,320円については、施設用備品等のほか霊安庫の更新をしたものでございます。

16ページをお開き願います。支出済額の合計が2 億7,132万7,080円となっております。

次に、17ページ、18ページを御覧ください。17ページは、実質収支に関する調書でございます。令和2 年度決算における歳入総額が2 億9,351万3,199円、歳出総額が2 億7,132万7,080円、歳入歳出差引額が2,218万6,119円、そこから翌年度への繰越明許費繰越額の748万円を差し引いた1,470万6,119円が実質収支額となるものでございます。また、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定によります基金繰入額につきましては、葬祭組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により、実質収支額の2分の1を下らない額として740万6,119円を財政調整基金に繰り入れたものでございます。

最後に、18ページ、財産に関する調書についてでございます。1、公有財産と2、物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。3、基金につきましては、令和2 年度末現在高として財政調整基金が6,317万880円、施設整備基金が4,073万6,389円となっております。

なお、各事業の詳細につきましては、主要施策の成果の説明書のとおりでございます。また、監査委員の意見書は、先ほど申し上げましたが、青のインデックス、意見書でございます。

次に、議案第2号 管理者等の佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例制定についてでございます。議案第2号の資料を御覧ください。赤のインデックスでございます。制定の理由につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、管理者、副管理者、監査委員、そして職員の組合に対します損害賠償責任について、その一部免責に関する基準を、地方自治法施行令のとおり規定しようとするものでございます。

制定の内容につきましては、職務を行う際に善意で、かつ重大な過失がない場合の免責額を規定するものでございます。この条例の制定につきましては、地方自治法によりあらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされておりますので、組合議会から監査委員への意見照会をしております。お手元には、議長のお許しをいただきまして、その回答の写しを配付してございますが、監査委員のほうからは、条例制定については妥当と認めるとの回答をいただいております。

次に、議案第3号 令和3 年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書の2ページを御覧ください。こちらの火葬棟管理業務委託と施設維持管理業務委託は、さくら斎場の運営において核となる主要な委託事業でございますが、令和4年4月当初から実施するため、入札など事前に準備、執行するために、今回補正予算にて追加で債務負担行為を設定するものでございます。

以上で提案理由の補足説明を終わります。

◎質疑、討論、採決

○議長（藤崎良次） これより1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑に関しまして、再質問は2回までとさせていただきます。

それでは、議案第1号 令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 質問させていただきます。ご説明ありがとうございました。それで、説明書になるのですが、説明書の12ページの業務委託の実施状況なのですが、それぞれ年度ごとに書いてあるのですが、火葬棟管理業務委託、施設維持管理業務委託、これは3年ごとの入札だと思うので、ですので、これ3年ごとの入札で増減率が結構あるのですが、一応3年で入札金額というか落札がされているので、その場合の関係性というのはどういうふうになっているのか、お聞きします。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 各この業務につきましては、1年だけだとさすがにちょっと委託が難しいという業務になりますので、約3年ぐらいということをやっている業務でございます。それで、入札ということなので、その増減というのはなかなかちょっとつかみにくいところあるのですが、当然人件費の上昇率とか見て設計はしております。それと、あと入札の状況とかもですか、すみません。

○議長（藤崎良次） では、補足的にどうぞ。

○1番（五十嵐智美） 火葬棟管理業務委託、特にそれが令和元年度はマイナス33、前年度比マイナス33%ということで、今年度はまた0.4%増となっているという、そういうような上下動があるのですけれども、それは入札で金額が3年間幾らというふうに決まる中で、上下する金額についてどのような取決めになっているかということが知りたいなど。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 失礼しました。平成30年度の入札につきましては、期間がちょっと長めであったのでございます。3年ではなくて3年2か月という……

〔業者が人件費を見込んで入札しているんで〕と呼ぶ者あり〕

○事務局長（中村 忍） すみません、失礼しました。ちょっと回答が、3年分、またそれ以降の分につきまして、業者さんのほうは、その3年分を見込んで入札しておりますので、ちょっとその辺で額が変動するということでございます。人件費の上昇分が含まれているということでございます。

○議長（藤崎良次） 事務局長、もうちょっと分かりやすく言っていただけるとありがたいと思います。
事務局長。

○事務局長（中村 忍） すみません、人件費が上昇を見込んでおりますので、翌年以降は少し高くなっ

ているという、3年分ですので翌年はまた同じ1年分で見ても、当然高くなるということで変動があるということでございます。ちょっと答えになっていないでしょうか、すみません。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 人件費の上昇を見込んでいるのにもかかわらず、マイナス33%という前年比になるというのが理解できないのですが、普通だったら上がっていくはずですね。前年より上がっていくところですか。

○事務局長（中村 忍） 平成30年度から令和元年度のところが33%減ということでよろしいでしょうか。

○1番（五十嵐智美） そうです。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） こちらのほうは入札額です。

○1番（五十嵐智美） ここが入札なのですか。

○事務局長（中村 忍） はい、全て入札ですので、設計取られた額より大分落ちたということでございます。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） そうすると、また言ってしまったらあれですけども、今回補正3号で3年で火葬棟管理業務が3年ごとに入札になっているので、これ3年ごとではないのですが、毎回3年というわけではないのですね、それを確認させてください。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） おおむね3年ごとで、今回今年度また入札があるのですが、こちらは3年で設定しております。その前は3年2か月でございます。それで、先ほどもちょっとあれですが、こちらのほう3年間の平均でつけていきまして、平成30年度のほうは、これ単年というか、この金額で、この年度はこの金額だということでございます。若干ちょっと金額の差がありますが、これは入札によって下がったということでございます。失礼しました。

○議長（藤崎良次） では、再質問2回目ということで、どうぞ。

○1番（五十嵐智美） 別件で、では質問します。

それで、これは14ページのほうになります。ご説明のときにちょっと伺ったのですが、備品購入費の予備費からの流用、これ100万円以上なのですが、これの詳細をもう一度こちらのほうでお聞きしたいということと、あとコロナ関係で令和2年度で決算としてどれぐらいの費用がかかったのかというのは、何か数字としてまとめたものがあるのでしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） まず、流用したもので購入した備品でございますが、サーマルカメラと空気清浄機、こちらのほうを購入してございます。

○1番（五十嵐智美） あと、それ以外でコロナ関係の経費、どれぐらい経費がかかったのかというのがあれば教えてください。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） それでは、まず令和2年度のコロナの関係でかかった費用につきましては、総額で細かい数字申し上げますが、289万691円ほど使用しております。内訳といたしましては、その中で、先ほど申しました備品関係、こちらは空気清浄機、それとサーマルカメラ、体温を測るカメラ、それと

体温計などの購入で、そちらのほうで192万5,440円ほど使用しております。そのほかのものといましては消耗品ということで96万5,251円を消耗品として使っております。この消耗品というのは、手指の消毒なり、館内の机やドアのノブとかを拭く消毒剤、それとあと火葬のほうでコロナの方の火葬のほうをお受けいたしますので、そちらのほうで職員が着用する防護服、それと今ちょっと手づくりで申し訳ないのですが、皆さんのお手元にあるパーティション、それとあと今待合室のほうで湯茶の貸出しをしているのですが、茶碗です。こちらのほうはちょっとコロナということで今使えないようにいたしまして、代わりにということで、紙コップを設置させていただいております。そちらの費用等で96万円ほど使っております。もっと細かく申しますと、消毒に関して31万弱、それと防護服関係で39万円ぐらい、こちらのほうを使用しております。あともろもろのコロナの関係のものでございます。申し訳ございません。よろしく申し上げます。

○議長（藤崎良次） そのほか質疑ございませんか。

関根議員。

○5番（関根登志夫） 説明書の8ページの光熱水費が令和元年度から比べると減少しているのですけれども、これはコロナの影響でしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 議員のおっしゃるとおりでございます。平成元年と比べまして約540万ほど減っておりますが、こちらはやはり式場のほうの使用がなかったということが大分影響いたしまして、光熱費のほうが減っているということになります。

○議長（藤崎良次） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） それでは、討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第2号 管理者等の佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について議題といたします。

議案第2号について質疑はございませんか。

萩原議員。

○2番（萩原陽子） 議案2号の説明資料についてなのですが、ここの制定内容のところですが、管理者等の組合に対する損害賠償責任、善意無過失である場合の免責額を規定してありますが、この善意無重過失という、この規定内容はどのようになっているのでしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 文面どおり、善意がなく、かつ重大な過失がない場合というだけになりますの

で、仮にどちらかが欠けた場合は免責がないということになります。

○議長（藤崎良次） 萩原議員。

○2番（萩原陽子） この善意であるかないかという判断は、どこで行うのですか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 当然損害賠償の請求等に関することですので、裁判事例になりますので、裁判のほうの判断ということをご参考になさるとお思います。

○議長（藤崎良次） 萩原議員。

○2番（萩原陽子） 裁判の結果を受けて、最終判断は誰が行うかというところは、裁判で決まるということですか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 違います。裁判のほうで免責額がまず確定しまして、その中でどれだけの善意があったかとか重大な過失があったというところで判断されると思いますので、それをもちまして組合のほうで判断するということをございます。

○2番（萩原陽子） 組合で判断。

○事務局長（中村 忍） そうです。組合に対する損害賠償を請求するということをございますので、その分は免責しますよということになります。

○議長（藤崎良次） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和3年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

議案第3号について質疑はございませんか。質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（藤崎良次） 挙手全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
-

◎発議案の上程

- 議長（藤崎良次） 日程第5、発議案を上程いたします。発議案は1件でございます。
五十嵐議員に提案理由の説明を求めます。
五十嵐議員。
- 1番（五十嵐智美） 発議案第1号、発議案の提案理由をさせていただきます。五十嵐でございます。
提案理由を申し上げます。
発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。
改正の理由といたしましては、議員活動における制約要因の解消や法令上の事故の概念と一般社会における事故の概念に隔たりがあることなどから、議員の議会への欠席事由の明文化を図るものと、デジタル化政策の一環として行政手続等における押印廃止を推進している政府の方針を踏まえ、請願書への押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものでございます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、提案理由といたします。
以上です。
-

◎質疑、討論、採決

- 議長（藤崎良次） それでは、発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則の一部を改正する規則について議題といたします。
発議案第1号について質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。
続いて、討論を行います。討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。
これより発議案第1号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
- 議長（藤崎良次） 挙手全員であります。
よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。
-

◎閉会の宣告

- 議長（藤崎良次） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。
これにて令和3年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。
午後3時37分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 藤 崎 良 次

議 員 石 山 健 作

議 員 佐 藤 修 二